

博士学位論文審査報告書

大学名	早稲田大学		
研究科名	スポーツ科学研究科		
申請者氏名	服部 有希子		
学位の種類	博士（スポーツ科学）		
論文題目	柔道整復師形成過程の歴史的研究：医学および医療制度の分析と天神真楊流柔術 A historical study of Judo therapy formation process : Analyses of the medical and health-care system and Tenjin-shinyo-ryu jujutsu		
論文審査員	主査	早稲田大学教授 志々田文明	博士（人間科学）（早稲田大学）
	副査	早稲田大学教授 寒川恒夫	学術博士（筑波大学）
	副査	早稲田大学教授 友添秀則	博士（人間科学）（早稲田大学）

本研究は、18世紀初頭から20世紀初頭までにわたる近代的医学と医療制度の分析を通じて、柔道整復師の成立過程について解明したものである。申請者は、論文冒頭で、この領域には大部にして詳細な歴史書の存在があると敬意を表する一方、書中に出典の掲載がないなど実証性についての問題を指摘している。それ対して申請者は一次史料に当たって事実検証をする方針を示して、博捜し、実践している。

論文の第一部では、江戸時代から明治時代初期における柔術の医学的特徴について、楊心流から天神真楊流への変遷を通じて解明している。

第一章では楊心流、真之神道流、天神真楊流柔術における11伝書を用いて、その教義と医学観を分析した。申請者は、まず、楊心流柔術伝書『胴譯図』（豊後杵築藩）に示されている図像から当身を分析し、武術的な意味では人体の急所を示す当身が、観想の際に身体がそれを感じるべき部位であること、また図像には密教（仏教）の要素と東洋医学の要素と西洋医学の要素が同時に含まれていることを解明した。次に、天神真楊流伝書はその起源や技のモチーフ、起請の立て方など、教義の重要な部分が密教に関連していることを解明した。申請者は、楊心流の教義では密教がモチーフとなって、その修行の方法が柔術という武道に応用されているという新しい解釈を提示している。また仏教的な医学（僧侶医学）（大和・奈良～室町時代）から東洋医学（戦国～江戸時代）、東洋医学から西洋医学（江戸後期～明治時代）という歴史的流れのなかで重畠された思想が、柔術（武道）の医学的要素の流れにも少なからず影響があるとする新たな知見を示した。第三には、明治期の天神真楊流柔術の伝書『柔術生理書』を、江戸時代に接骨に大きな影響を与えた西洋の医学書『パレ全集』「骨折篇・脱臼篇」（1575）との比較を通して検討し、『柔術生理書』が従来の天神真楊流伝書に記載されていた当身に接骨の要素を加えたものであるとした。一方、同書には密教思想を織り込んだ「古図式」による身体観が厳然として残っているところから、同書には、西洋医学の用語を使用することで外観上医学的な信憑性を高めようとする意図があること、また依然

として密教の教義に対する関心が貫かれていることを解明した。

第二部では、「接骨」から「柔道整復」への変遷および柔道整復師の成立に大きな影響を与えた天神真楊流柔術の医学理論と同流柔術家の政治活動、とりわけ萩原七郎を中心に行われた柔道接骨術公認期成会運動の分析を通して柔道整復師の成立過程を解明し、以下の知見を得た。

- ① 1911（明治 44）年に成立した按摩術営業取締規則を受けて、萩原七郎は接骨の法制化を目的に帝国議会への請願運動を開始したが、接骨と業務範囲が重なる整形外科医の存在など幾多の要因から接骨の法制化はなされなかった。萩原が主導した柔道接骨術公認期成会活動の特質は、医制制定以来、政府の衛生行政の目的の一つである医療従事者に対する西洋医学教育に注目し、接骨に西洋医学を導入するために同期成会が組織的に東京帝国大学医学部や京都帝国大学医学部などに協力を求め、医療講習会を開催したことであった。
- ② 1916（大正 5）年の帝国議会への請願「柔道接骨術公認ノ件」は、萩原の師匠であり柔道創始者の嘉納治五郎の高弟、山下義韶により行われた。山下は政府の財政難に対応しつつ、接骨の存在意義は柔道家の生活を保障することにあり、そのためには接骨の法制化が必要であるという主張を主体として、接骨に西洋医学教育やこれに準じた試験制度を設けることを強調して請願活動を行った。一方、萩原は講道館の協力を得て柔道接骨術公認期成会を結成し、帝国議会で説得・交渉に当った。また按摩術営業取締規則の改正、および改正の過程で柔道を免許取得の基礎的要件に組み込むなどを実行する中で、講道館は接骨の法制化のほぼ全過程に関与した。
- ③ 柔道接骨術公認期成会の請願が帝国議会の審議を通過すると、中央衛生会において「按摩術営業取締規則」の改正について審議の機会を得ることとなった。中央衛生会では、柔道接骨術公認期成会を代弁して東京帝国大学の医師・三浦謹之助が接骨を支えるために必要な西洋医学教育と業務範囲の規定の再整備を訴えた。三浦は積極的に接骨の法制化を擁護し、接骨はあくまで医師の監督の下に施術を行うものであることを主張した。その結果、接骨は 1920（大正 9）年に柔道整復として法制化された。
- ④ 第一回柔道整復術試験は 1920（大正 9）年 10 月に実施された。試験は筆記と実地が行われた。1921（大正 10）年、柔道整復術協盛会本部は『柔道整復術』を柔道整復術試験に準じたテキストとして出版した。同書は西洋医学の理論を踏襲しており、これにより柔道整復術の理論は完全に西洋医学化された。一方実地試験に関しては講習会で既に実地練習がなされていたため大きな問題は見られなかった。竹岡宇三郎著『竹岡式接骨術』（1921）では、柔道整復の施術は西洋医学的に理に適ったものであるとされ、これまで天神真楊流柔術で伝承された接骨術を否定するとともに、柔道整復術の技術は医学的に根拠があることを医学界に示した。

第二部における①から④については、以下の題名で、日本体育史学会の体育史研究に原著論文として掲載された。体育史・スポーツ史・武道史の研究領域において、これまでにない実証的な研究と評価される。

湯浅有希子「柔道整復の誕生：1911–1920 年における柔道整復の法制化を巡って」体育史研究 Vol. 30 (2013), pp. 41–57. [なお、湯浅は本名。申請者名の服部は旧姓。本論文は本名で書かれている。]

以上のように、本研究が、柔道整復師形成過程の歴史的研究を考察していく上で、実証性を伴う優れた基礎的研究となることは明らかであり、博士（スポーツ科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以 上